

---

# 郡山市放課後児童クラブ 指定管理者募集に係る 申請予定者説明会資料

---

令和8年3月27日（金）  
から令和8年4月3日（金）

郡山市こども部こども総務企画課

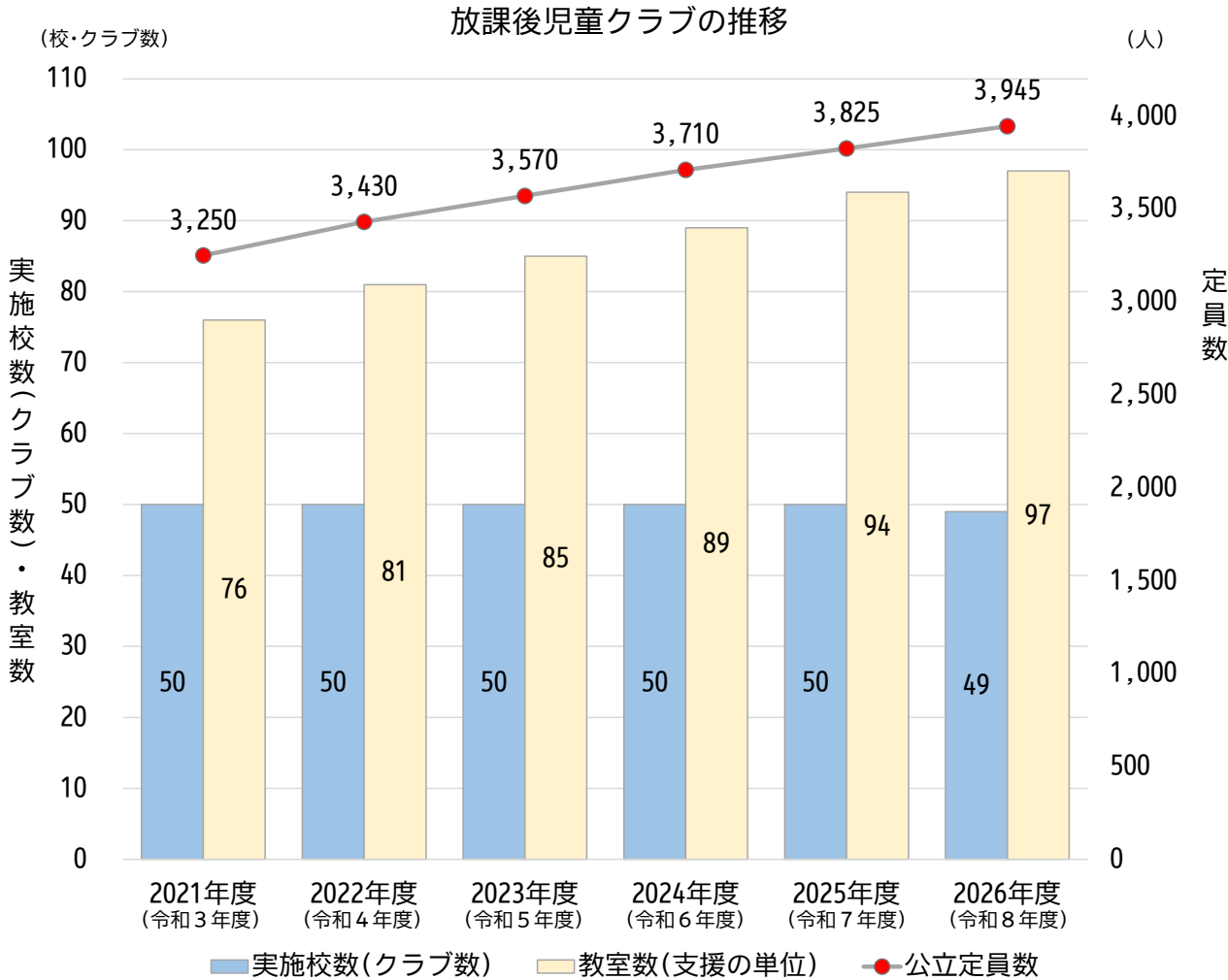
- 1 児童クラブの概要と指定管理者制度の導入
- 2 募集要項について
- 3 業務仕様書について

- 1 児童クラブの概要と指定管理者制度の導入
- 2 募集要項について
- 3 業務仕様書について

# 1 郡山市の放課後児童クラブの概要

## 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）



### <郡山市>

「郡山市こども・若者計画」において「安心して過ごせる多様な居場所の提供」を掲げ、放課後児童クラブを整備している。

#### ◆施設整備の推移

利用ニーズに対応するために、施設数を拡充してきた。

#### 2021年度→2026年度

- ・支援の単位は21教室増
- ・定員は695人増

※1 廃校となるため、児童クラブも廃止

※2027年には2校廃校予定

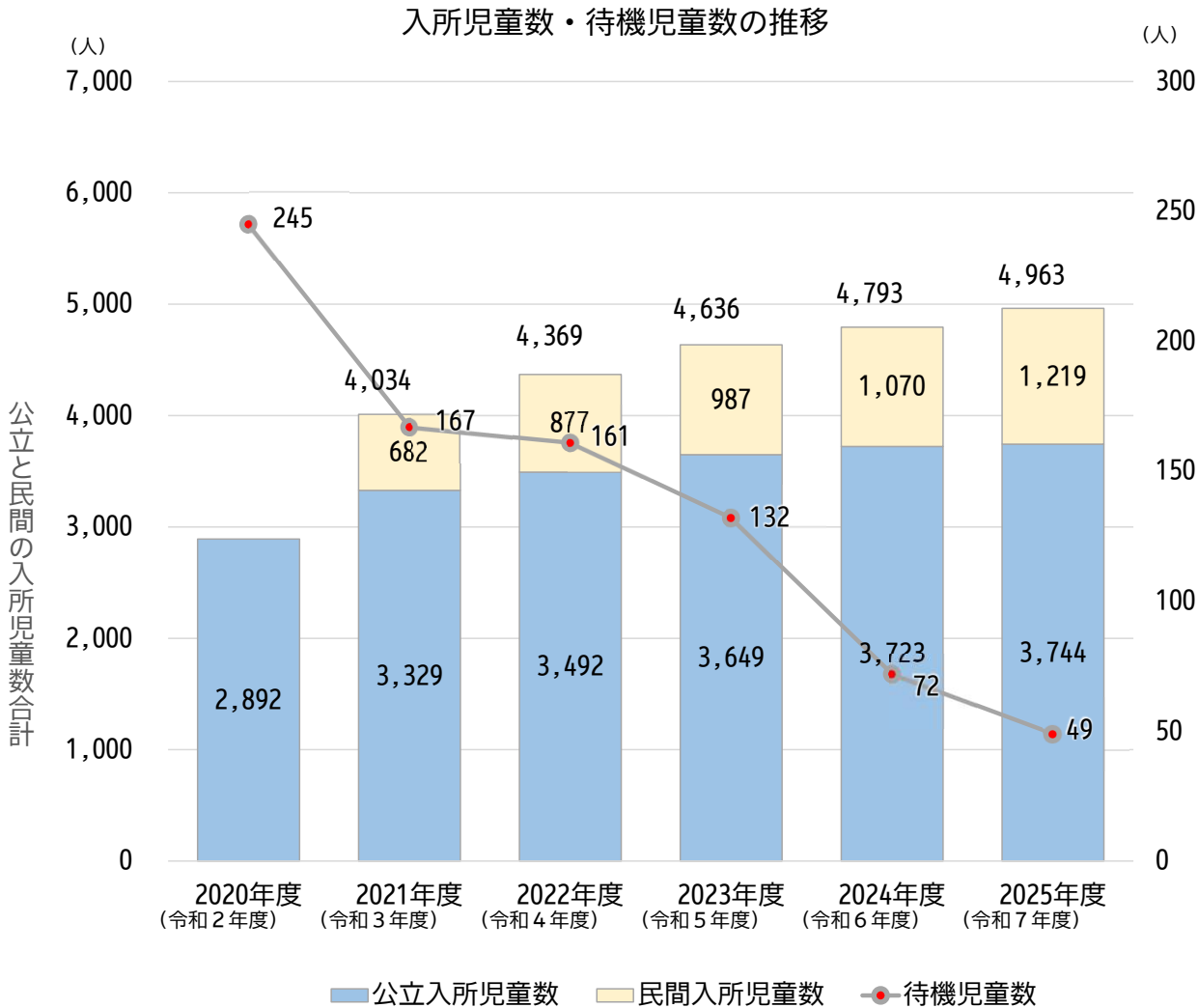
#### ◆開設校の充足状況

- ・市内全小学校50校のうち、49校に開設（98%）
- ・未開設校は、海老根小学校(中田町)のみ

# 1 郡山市の放課後児童クラブの概要

## 入所児童数推移

児童数の減少傾向はあるものの、女性の就業率の上昇等により、児童クラブの利用ニーズは高い状況で推移している。



### ◆入所児童

低学年(1～3年生)の児童は、原則、入所要件を満たした全ての児童を受け入れ、高学年(4年生以上)の児童は、低学年の入所状況により受け入れている。

### ◆待機児童

小学校4年生以上  
(3年生以下の入所待機児童なし)

### ◆民間放課後児童クラブとの連携

2021年度から民間放課後児童クラブと連携し、待機児童の解消に取り組んでいる。  
(運営費の補助)

### 【民間児童クラブ数】

2021年度：18クラブ

2025年度：28クラブ



### 3 放課後児童クラブへの民間活力（指定管理者制度）の導入

#### 目 的

放課後児童クラブについて民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、住民サービスの質の向上を図るとともに、設置目的を効果的に達成する。

#### (1) 市直営での取り組み（ハード重視）

##### 【量的拡充】

- ① エリア充足率（開設校の拡充）
- ② 児童クラブの増設（待機児童の解消）

##### 【質的拡充】

- ① 支援員の資格取得・専門研修の受講
- ② 児童クラブの質の向上（運営の平準化）

##### 【課題】

- 1 利便性の向上（利用ニーズへの対応）
- 2 支援員のスキルアップ（専門性の向上）
- 3 運営コストの抑制



#### (2) 指定管理者制度での取り組み（ソフト重視）

##### 【量的拡充】

- ① 児童クラブの増設（待機児童の解消）  
※増設は市が行う。

##### 【質的拡充】

- ① 支援員の資格取得・専門研修の受講
- ② 児童クラブの質の向上（運営の平準化）

- ③ 開所時間の延長（利用料金制）
- ④ 活動プログラムの充実
- ⑤ 支援員の専門性の向上（研修の充実）
- ⑥ ICTを活用した効率的な運営

### 3 放課後児童クラブへの民間活力（指定管理者制度）の導入

概要	
対象規模	全施設一括
指定管理期間	2027(令和9)年4月1日から2032(令和14)年3月31日までの5年間
対象業務	<p><b>【指定管理料積算の対象となる業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管理運営体制(pp.36-40)</li> <li>②施設の維持管理・運営に関する業務(pp.41-44、【別冊】設備維持管理業務)</li> <li>③放課後児童健全育成事業に関する業務※提案事業含む(pp.45-55)</li> <li>④緊急時に対応する業務、PDCAサイクル関連業務(pp.58-61)</li> </ul> <p><b>【一切の支出を指定管理者が負担する業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①自主事業(pp.56-57)</li> </ul>
使用料（利用料）	利用料金制として、指定管理者の収入とする。
市直営時との違い	<ul style="list-style-type: none"> <li>①延長利用の開始した。</li> <li>②各クラブに常勤職員の施設長を配置した。</li> <li>③キャリアアップ処遇改善の導入した。</li> </ul>

注：本項目以降の「pp.●」は、「郡山市放課後児童クラブの指定管理者募集要項・業務仕様書」のページ番号を指す。

- 1 児童クラブの概要と指定管理者制度の導入
- 2 募集要項について
- 3 業務仕様書について

### 利用料金制度

- ・利用料金は指定管理者の収入とする。（使用料：月額6,200円 延長使用料：400円（令和9年以降））
- ・利用料金の額は、指定管理者が条例で定める使用料の額の範囲内で、市の承認を得て決定する。
- ・利用料金は、条例及び規則に定めるところにより、免除、返還の取扱いを行う。

### 指定管理料

#### ①非精算方式

提案を受けた額を上限とし、不足額又は余剰金が生じた場合でも、原則、市がこれを補填し、又は余剰金を市に納入させる等の処理は行わない。

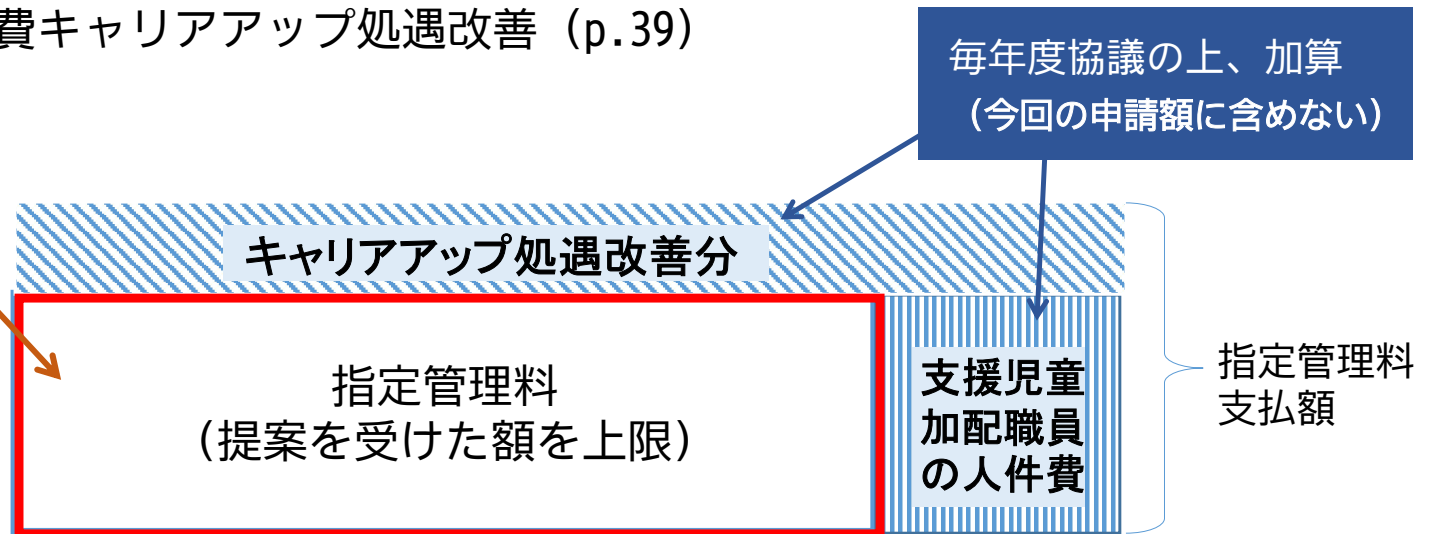
以下の項目については、毎年度、市と協議の上、額を決定し、提案を受けた額に加算する。

ア 支援児童加配職員の人件費（p.38）

イ 放課後児童支援員の人件費キャリアアップ処遇改善（p.39）

赤字の範囲が、指定管理者募集の申請者提案額

※支援児童加配職員の人件費は毎年度協議によるため、申請では、支援児童加配職員分を含めない人員配置計画書を基に人件費を算定ください。



### 指定管理料

#### ②精算方式（非精算方式の例外）

以下の場合については指定管理料の返還を求める。

ア 指定管理者が支払った修繕実績額が毎年度の修繕費予算額を下回る場合

※市と指定管理者で対応する修繕の区分は、リスク分担を参照

イ 業務、提案事業の未実施及び人員の未配置等の場合

### 基準価格

5年間の総額 (基準価格)	年度別内訳【参考】				
	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
4,026,461千円	782,027千円	790,323千円	805,580千円	819,068千円	829,463千円

#### 留意事項

- ・ 基準価格を超える指定管理料の提案は失格とする。
- ・ 年度別内訳は参考価格のため、申請者は5年間総額の基準価格内で提案すること。
- ・ 放課後児童健全育成事業は、消費税法第6条別表第1第7号に該当するものとして、指定管理料（基準価格）にかかる消費税は非課税である。
- ・ 指定管理料は四半期ごとに前払いとする。

## 募集スケジュール

内容	日程	備考
1 申請予定者説明会	3月27日(金)～4月3日(金)	オンライン配信
2-(1)質問提出・受付	3月24日(火)～4月8日(水)	メールで、募集要項・業務仕様書の内容等に関する質問を、こども総務企画課あてに提出
2-(2)質問への回答<市>	4月9日(木)～4月14日(火)	市ウェブサイトで回答を公開
3-(1)参加資格表明書の提出・受付	3月24日(火)～4月24日(金)	持参又はメールで、こども総務企画課あてに提出 ・部数：正本1部、副本1部 ・添付書類：p24
3-(2)参加資格確認通知<市>	4月27日(月)～5月7日(木)	資格審査を行い、参加資格確認通知書を送付
4-(1)参加資格確認を得た申請団体の質問提出・受付	5月8日(金)～5月14日(木)	メールで、募集要項・業務仕様書の内容等に関する質問を、こども総務企画課あてに提出
4-(2)質問への回答<市>	5月15日(金)～5月21日(木)	市ウェブサイトで回答を公開
5-(1)申請書の提出・受付	3月24日(火)～5月29日(金)	持参又は郵送で、こども総務企画課あてに提出 ・部数：正本1部、副本7部 ・添付書類：p26～p27
5-(2)申請書類の審査<市>	6月5日(金)まで	
5-(3)申請書類の補正	6月12日(金)まで	
6 選定審議会による書面審査	6月	
7 ヒアリング又はプレゼンテーション	7月下旬【別途通知】	日程は別途通知
8 指定管理者候補者の決定	8月上旬	
9 指定管理者の指定	議会の議決後、10月上旬	

## 申請書類等提出に係る留意事項

### ①提出・申請期間

- ・期間外の提出、申請は一切受け付けない。

### ②留意事項

- ・申請書の副本は、法人等の名称が特定できる内容（法人名、ロゴ等）は黒塗りで提出する。
- ・書類すべてをPDF形式に変換し、データを記録した記録媒体を併せて提出する。  
※データ提出するものは正本のみ
- ・募集要項・業務仕様書の記載内容を承諾した上で申請すること。
- ・申請期間内及び補正期間内における申請書類等の変更及び差替は可能とし、補正期間終了後においては、変更及び差し替えは一切できない。
- ・申請書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・申請書類等は、郡山市情報公開条例に基づく公文書開示請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部若しくは一部を公表する場合がある。
- ・公表資料及び独自に合法的に入手した情報を基に申請すること。

### ③申請に係る費用負担

- ・申請に関して必要となる一切の費用は、申請団体の負担とする。

**審議及び選定に関する事項**

- ・ 指定管理者選定審議会において申請書類を審議する。
- ・ 審議会には、申請団体に対してヒアリング又はプレゼンテーションへの出席を求めることができる。
- ・ ヒアリング又はプレゼンテーションでは、次のことは一切認めない。  
 ×追加資料等の提出 ×動画の使用 ×申請団体以外の者が出席すること

**選定基準及び配点**

選定基準	配点
(1) 市民の平等な利用の確保	5点
(2) 施設の効用の最大限の発揮 (施設の設置目的の効果的達成)	30点
(3) 管理経費の縮減 (実現可能な収支計画)	5点
(4) 管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤	30点
(5) 適切な施設の維持管理 (個人情報保護の措置を含む)	10点
(6) 雇用及び地域経済への配慮	15点
(7) その他特に加点すべき提案等	5点
合計	100点

- ・ 最低制限基準として、すべての審議会委員の合計点数が配点表の合計の60%に満たない場合は失格とする。
- ・ 評価が同点となった場合は、「第7の4 選定基準 (4) 管理を安定して行う人的、物的能力その他の経営上の基盤」の項目が高い申請団体を高順位者とする。
- ・ 選定結果については、文書で通知する。
- ・ 市ウェブサイト等でも選定結果を公表する。

- 1 児童クラブの概要と指定管理者制度の導入
- 2 募集要項について
- 3 業務仕様書について

## 管理運営エリア一括で配置する者

職名	基準	資格要件
統括責任者	放課後児童クラブの管理運営業務を統括する最高責任者1名（常勤職員）を専任で配置すること。 なお、統括責任者が不在時に管理及び運営業務の統括を職務代理する者を配置すること。 ※児童福祉施設や学童保育の運営経験があることが望ましい。	児童福祉・子育て支援及び関係法令に関する知識を有する者
連絡調整員 （エリアマネージャー）	各放課後児童クラブの業務が円滑に実施できるよう、業務管理、事務支援、連絡調整・クラブ間調整など、総合的にサポートする担当者を必要数配置すること。	なし
巡回指導員	児童の安全確保や育成支援等に関して、支援員・補助員への指導を行うため、各放課後児童クラブに毎月1回以上巡回指導訪問ができる必要数を配置すること。	児童の安全確保や育成支援等に関する知識及び経験を有する者

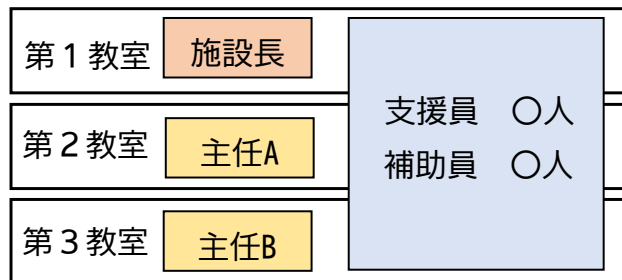
※事務局は、指定管理を行う施設内（放課後児童クラブ内）に設けることはできない。

上記以外に入所決定・利用料金決定・料金徴収・修繕・消耗品やおやつ発注などの放課後児童クラブ運営に係る事務員の配置、本部のサポート体制を含め、放課後児童クラブの安定的な運営に資する業務執行体制を提案すること。

放課後児童クラブに配置する者

職名	基準	資格要件
児童クラブ 施設長	放課後児童クラブの安全かつ円滑な運営業務を行うため、 学校単位で各1名（常勤職員）の施設長を配置する。	放課後児童支援員（基準 条例第10条第3項に該当 する者）
児童クラブ 主任	一つの学校に複数の教室（支援単位）がある場合、施設長 が常駐しない教室に各1名、施設長を補佐する役割を担う 主任を配置する。	
放課後児童 支援員	基準条例第10条に基づき、放課後児童クラブの支援単位 （教室）ごとに2名以上の放課後児童支援員を配置する。 なお、放課後児童支援員配置数の1名を除き、補助員を もって代えることができる。※利用予定児童が50名以上の 場合は1名加配すること。	
補助員		なし
防火管理者	防火管理者の配置が必要な施設においては、防火管理者を 1名選任する。※職員が兼任すること。	消防法施行令に規定する 防火管理者の資格取得者

一つの学校に複数の教室（支援単位）の例



- ・ 複数施設の児童クラブ施設長又は児童クラブ主任を兼任することはできない。（行徳小児童クラブ第3教室をく。）
  - ・ 児童クラブ施設長及び児童クラブ主任は、放課後児童支援員を兼ねることができる。
- ※放課後児童クラブ間や教室間での支援員・補助員の応援体制（兼務）は可

## 放課後児童クラブに配置する者

### 支援児童加配

支援児童を受け入れる場合は、専門的知識等を有する放課後児童支援員又は補助員の加配を行い、支援児童の利用がある日及び時間帯には加配された職員数を配置すること。

※本市の加配基準はp.38参照

### 申請時の人員配置計画書

支援児童加配職員分は毎年度の市との協議により額を決定するため、申請に当たり提出する人員配置計画書には、支援児童加配職員分を含めずに作成すること。

例 **申請時点**

利用児童 20人見込の施設



利用児童見込み数に応じた人員  
配置を計画



例 毎年度

利用児童 20人入所

うち支援児童 1名入所



支援児童加算職員分を含めて人員  
配置計画書を変更

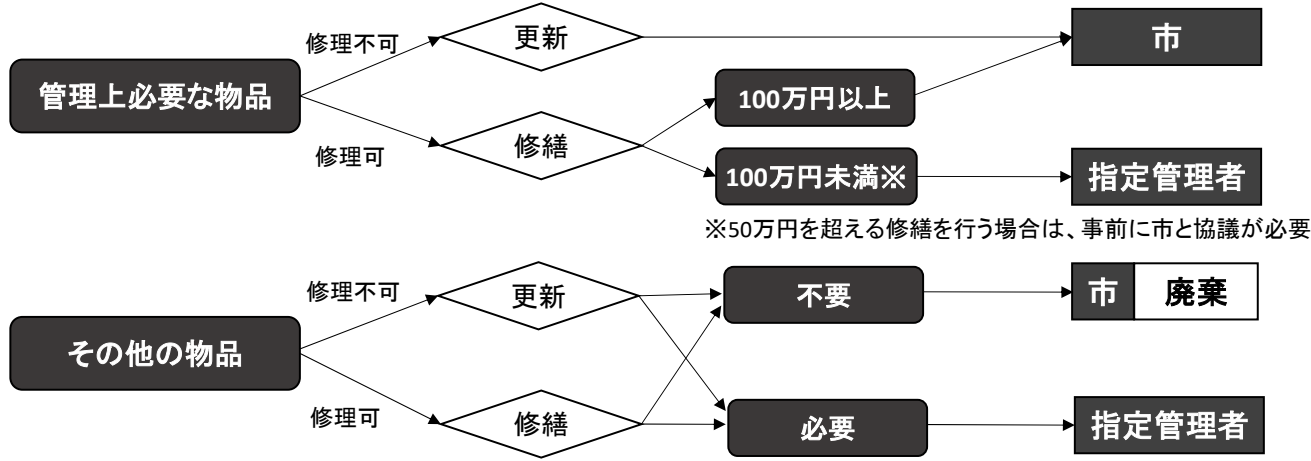
### 継続雇用

現在勤務している職員から継続の希望があった場合には、継続雇用を検討するよう配慮すること。

管理上必要な物品等に関する業務

	管理上必要な物品	その他の物品	消耗品	持ち込み物品
定義	維持管理・運営する上で必要な物品で、市で所有するもの	現に施設に配置されているが、管理上必要な物品に該当しない物品で、市で所有するもの	施設の運営のために必要な消耗品であり、指定管理者が調達するもの	指定管理者の所有物品又はリース物品であり、施設に持ち込むもの
更新 補充	市が更新・補充する	市は更新・補充しないが、指定管理者が自らの費用で更新・補充することは妨げない	指定管理者が更新・補充する	指定管理者が更新・補充する
修繕	リスク分担による	原則、リスク分担によるが、市との協議の上、修繕未実施も可	-	-

<管理上必要な物品とその他の物品フロー>



<持込物品管理台帳>

指定管理者の所有物品又はリース物品を持ち込む場合は、「持込物品管理台帳」を作成し、市へ提出すること。

◆持ち込み物品の例

- ・パソコン
- ・ネット周辺機器
- ・ICT機器 等

※プリンターは管理上必要な物品に含めているが、パソコン・ネット機器等は指定管理者が持ち込むものとする。

## 児童の育成支援

### 放課後児童クラブで行う児童の育成支援の目的

- ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。
- イ 児童の基本的な生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行うこと。
- ウ 遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- エ 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、その必要な援助を行うこと。
- オ 児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うこと。
- カ 児童の発達段階を踏まえ、心身の状態等の状況を把握しながら、育成支援を行うこと。
- キ 障がいや支援を要する児童の受け入れに当たっては、適切な配慮及び環境整備を行うこと。
- ク 児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、事業の運営及び育成支援に当たること。



- ◆放課後児童健全育成事業の各業務において、上記の目的を達成するために必要と考える実施策・実施内容を提案

## 放課後児童健全育成事業実施で重視する事項 【提案事業※】

## ア 児童の体験活動の充実

目的	児童の遊びや運動、学習等における体験活動を、多様な手法で実施し、健全育成を支援する。
市が期待する効果	事業者のノウハウを活かして様々な体験活動の機会を提供することで、児童の心と身体の成長に寄与する。

## イ 地域との連携

目的	地域社会の一員として放課後児童クラブの理解を深めてもらうため、地域の町内会・交通安全協会等の地域組織や地域住民、保育所・幼稚園、子どもに関わる関係機関などと交流活動や連携を図る活動を実施する。なお、連携先は、同一エリアの内外を問わず、広く子どもに関わる団体・人材を対象とする。
市が期待する効果	地域と連携、協力することで、児童を見守り支える地域づくりにつなげる。また、世代間交流や多様な地域資源の活用により、児童の健全育成をはじめとして充実した事業運営につなげる。

## ウ 放課後児童支援員等に対する相談・アドバイスなど、支援体制の確保

目的	放課後児童支援員等が日々の児童クラブの運営において課題と感じる内容について、巡回指導員だけでなく、専門的な相談、アドバイスを受ける体制を確保する。
市が期待する効果	サポートを受けることで、放課後児童支援員等が必要な知識及び技能を習得し、児童の育成支援の充実につなげる。

※提案事業については、p.9参照

## 放課後児童健全育成事業に関する業務

各業務の仕様は、pp.45-55を参照

以下は、注意事項の概要を記載

### 放課後児童クラブの開所に関する業務 (pp.48-49)

要件：教室（支援単位）当たり年間250日以上開所すること。

開所の定義：条例第5条に定める休所日を除き、基本時間と延長時間(利用児童がいる日の延長時間)を開所すること。

配置基準に基づく支援員・補助員を配置していることを前提とする。

利用児童がなくとも、配置基準の人員配置をした上で、研修や活動準備等を行った日は開所日に含む。

利用児童が少数である日や延長時間に、一小学校の複数教室を合同開所とすることは可。

#### ◆管理運営に係る提案書

延長利用を踏まえた放課後児童クラブの勤務体制及び勤務ローテーションについての考え方、実施策を提案すること。

なお、市の直営時の支援員等の勤務時間の設定及び区分（資料「08-1放課後児童支援員・補助員の勤務条件」等のABC区分参照）を継続する必要はない。

#### ◆人員配置計画書

人員配置計画書では、開成小児童クラブ（第1教室・第2教室）の通常期の1週間と長期休業時期の1週間の勤務ローテーション表を作成すること。

## 放課後児童健全育成事業に関する業務

### 放課後児童支援員及び補助員に関する業務 (pp.53-55)

#### 資格取得・研修・資質向上

- ・放課後児童支援員資格取得の講習会に、放課後児童支援員の資格を有しない者を計画的に受講させること (p.53)
- ・施設の管理運営に必要な知識と技術並びに放課後健全育成事業の適正かつ円滑な実施を習得するため、指定管理者が支援員等の経験年数及び能力に応じた研修を企画・実施するとともに、県及び市、その他の機関が開催する研修へ積極的に参加させることで、職員の資質を高めること。  
なお、研修にあたっては、以下の内容については、必ず実施すること。(p.38)
  - (1) 事業の趣旨、目的、業務内容及び含む規律について
  - (2) 児童の成長段階に応じた関わり方、種々の遊びについて
  - (3) 支援児童等への理解と支援の在り方及び保護者等への対応について
  - (4) 災害対策や安全衛生管理上必要な内容について
  - (5) 児童の人権擁護、児童虐待防止について



#### ◆研修計画書

放課後児童支援員資格取得の講習会の受講及びp.38の資質向上で示す研修内容、その他、資質の向上の資する取り組みの実施計画を提案すること。

## 放課後児童健全育成事業に関する業務

### 利用料金の決定及び徴収に関する業務 (p.52)

料金徴収：月ごとに、口座振替又はその他のキャッシュレス決済により対応すること。  
利用料金(使用料分及び延長使用料分)及びおやつ代を毎月一括で口座振替等を行う際の  
手数料は指定管理料に含めているため、保護者負担とはしないこと。  
ただし、納期限までに納付されなかった未納分は除く。

### おやつ提供 (pp.52-53)

おやつ代：児童1人当たり月1,800円程度は、参考価格  
おやつ代の実費徴収額の設定及び変更にあたっては、市と協議すること。

### 放課後児童クラブ療育巡回相談業務 (p.55)

実施内容：市が実施していた内容を記載している。

実施方法：市では外部の専門機関に委託で実施していた。  
専門機関への委託のほか、関連団体や企業内の専門人材等を活用して実施することも  
可能である。

## 目的内自主事業と目的外自主事業

### 目的内自主事業

	実施要件
1	<u>条例に規定する施設の設置目的に合致した内容であること。</u>
2	利用者のサービス向上に寄与するものであること。
3	指定管理者の責任（企画・費用）において実施すること。
4	事業に係る一切の費用を指定管理者が負担すること。
5	施設の利用に支障がない範囲で行うこと。
6	他の民間類似施設等が行う事業に十分配慮すること。

### 目的外自主事業

	実施要件
1	<u>行政財産目的外使用許可が必要となる事業内容であること。</u>
2	利用者のサービス向上に寄与するものであること。
3	指定管理者の責任（企画・費用）において実施すること。
4	事業に係る一切の費用を指定管理者が負担すること。
5	施設の利用に支障がない範囲で行うこと。
6	他の民間類似施設等が行う事業に十分配慮すること。

### 留意事項

- 一切の支出を指定管理者が負担する業務
- 実施にあたり、事前に市の承認が必要
- 事業で生じた収益金を指定管理料の圧縮につなげるため、指定管理業務会計の収入に繰り入れることや、他の自主事業の財源に充当することができる。

※希望者や特定施設のみを対象に実施する事業、参加者からの実費徴収を伴う事業などは、自主事業で提案すること。

# 《参考》 令和4年度利用者アンケートの結果概要

詳しくは、市ウェブサイト参照 <https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kosodate/62836.html>



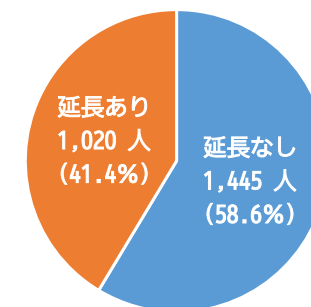
## I 回答者の状況

	利用児童数	回答者数	割合
1年生	1,115	932	83.6%
2年生	1,085	888	81.8%
3年生	788	638	81.0%
4年生	253	199	78.7%
5年生	84	61	72.6%
6年生	37	27	73.0%
合計	3,362	2,745	81.6%

## II 開所時間の要望

	開所時間	人数	割合	人数	割合
延長なし	18:00まで	150	6.1%	1,445	58.6%
	18:30まで	1,295	52.5%		
延長あり	19:00まで	871	35.3%	1,020	41.4%
	19:30まで	149	6.1%		
	合計	2,465			

## 開所時間の要望



## III 民間事業者に期待すること

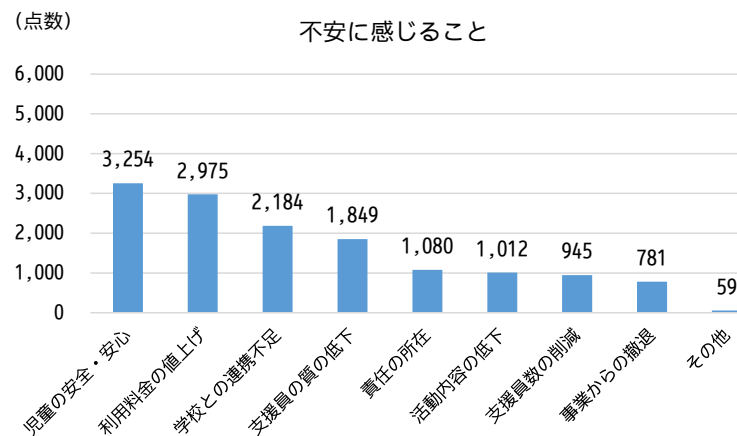
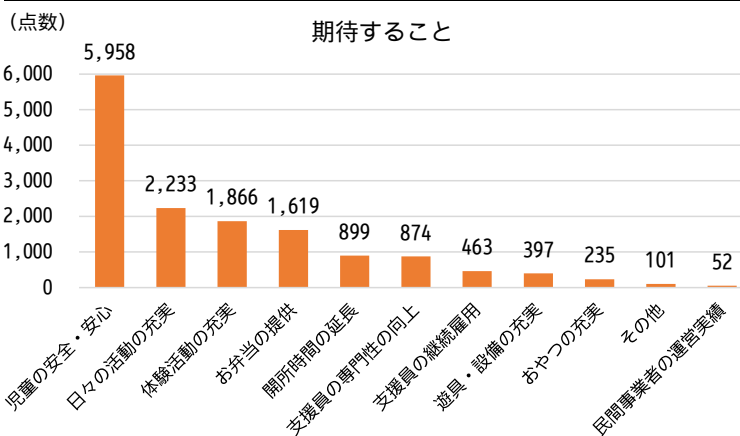
	点数(※)	割合
①児童の安全・安心	5,958	40.5%
②日々の活動の充実	2,233	15.2%
③体験活動の充実	1,866	12.7%
④お弁当の提供	1,619	11.0%
⑤開所時間の延長	899	6.1%
⑥支援員の専門性の向上	874	5.9%
⑦支援員の継続雇用	463	3.2%
⑧遊具・設備の充実	397	2.7%
⑨おやつの充実	235	1.6%
⑩その他	101	0.7%
⑪民間事業者の運営実績	52	0.4%
合計	14,697	

## IV 民間事業者に不安を感じること

	点数(※)	割合
①児童の安全・安心	3,254	23.0%
②利用料金の値上げ	2,975	21.0%
③学校との連携不足	2,184	15.5%
④支援員の質の低下	1,849	13.1%
⑤責任の所在	1,080	7.6%
⑥活動内容の低下	1,012	7.2%
⑦支援員数の削減	945	6.7%
⑧事業からの撤退	781	5.5%
⑨その他	59	0.4%
合計	14,139	

※期待すること、不安を感じることは、次の点数により集計

	点数
1番目	3点
2番目	2点
3番目	1点



## アンケートから分かること

### ◆期待すること

児童の安全・安心、活動内容の充実のほか、お弁当の提供など、保護者の負担軽減に対する要望も高い。(ニーズの多様化)

### ◆不安を感じること

- ・利用料金の値上げ  
⇒条例に定めた使用料を超えて徴収することはできない
- ・学校との連携不足  
⇒民営化へ移行しても学校との連携は必要不可欠

## 1 質問の受付

質問はメールで【別添1質問票】をこども総務企画課に提出してください。（提出期限：4月8日午後5時15分）

## 2 申請予定者説明会の資料

参加事業者に送付のほか、指定管理者公募の市ウェブサイトでも公開します。

## 3 現地説明会

1事業者につき、参加者2名まで、車1台までとさせていただきます。

写真・動画撮影や職員への質問は禁止です。

質問がある場合は【別添1質問票】をこども総務企画課に提出してください。

## 現地集合

①大成小児童クラブ



車移動

②開成小児童クラブ第1・2教室



徒歩移動

③開成小児童クラブ第3教室

※駐車場所・集合場所・集合時間は、申込をしたメールアドレスにお知らせします。